

資料編

資 料 編 目 次

1	水害予防関連		
1-1	重要水防箇所		1
1-2	雨量計一覧表		2
2	土砂災害関連		
2-1	地すべり危険地区		3
2-2	急傾斜崩壊危険区域		3
2-3	崩壊土砂流出危険地区		5
2-4	山腹崩壊危険地区		13
2-5	災害危険区域		16
2-6	土砂災害警戒区域等		16
3	なだれ危険箇所		17
4	避難所一覧		18
5	ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧		26
6	災害の認定基準等		
6-1	災害救助法による救助の基準		27
6-2	災害の被害認定基準		32
7	災害時相互応援協定		35

1－1 重要水防箇所

水系名	河川名	重 要 水 防 区 域			危険度 ※	危険理由	対策工法
		左右岸	延長(m)	地 点 名			
佐津川	佐津川	両岸	600	河口～佐津橋	B	堤防高	積土のう
矢田川	美の谷川	右岸	600	矢田川合流点～山付	B	水衝洗掘	木流し
〃	矢田川	右岸	1, 500	狭間樋門～大乘寺橋	B	堤防断面	積土のう
〃	〃	右岸	700	佐津谷川合流点～大野橋	B	水衝洗掘	木流し
〃	〃	右岸	300	境大橋～香住区との境	B	堤防断面	積土のう
〃	〃	左岸	200	味取橋附近	B	水衝洗掘	木流し
〃	〃	左岸	400	間室区公民館から上流 400m	A	堤防高	積土のう
〃	〃	左岸	200	守柄川合流点から上流 200m	A	堤防高	積土のう
〃	〃	両岸	200	大野橋～小原川合流点 200m	A	堤防高 工作物	積土のう
香住谷川	香住谷川	両岸	1, 100	河口～J R橋	A	堤防高	積土のう

※A：水防上最も重要な箇所、B：次に重要な箇所

1－2 雨量計一覧表

(1) 県所管

名 称	所 在 地	備 考		
	大 字	種別	既往最大日雨量	年 月 日
香住観測所	香住区油良	自記	2 8 2 . 0	平 2 . 9 . 19
八原観測所	香住区八原	〃	2 7 7 . 0	平 23 . 9 . 21
佐津観測所	香住区無南垣	〃	1 8 7 . 0	平 25 . 9 . 4
鎧観測所	香住区鎧	〃	1 9 0 . 0	平 16 . 10 . 20
畑観測所	香住区畑	〃	3 0 0 . 0	平 23 . 9 . 21
湯舟観測所	村岡区村岡	〃	2 9 0 . 0	令 5 . 8 . 15
村岡事業所	村岡区川会	〃	3 2 5 . 0	令 5 . 8 . 15
森脇観測所	村岡区森脇	〃	2 7 1 . 0	令 5 . 8 . 15
長瀬観測所	村岡区長瀬	〃	2 9 3 . 0	平 16 . 10 . 20
美方観測所	小代区神水	〃	2 8 4 . 0	令 5 . 8 . 15
佐坊観測所	小代区佐坊	〃	3 1 6 . 0	平 23 . 9 . 3

(2) 気象庁所管

名 称	所 在 地	備 考
	大 字	
香住地域福祉センター	香住区森	
兎和野高原野外教育センター	村岡区宿	

2-1 地すべり危険地区

(農政環境部農林水産局治山課)

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585 - 001	本見塚	香住区本見塚	下夕道	51
585 - 002	畑	香住区畑	滝 谷	26
585 - 003	三 川	香住区三川	二ツ石	14
585 - 004	上 計	香住区上計	家ノ上	14
585 - 005	守 柄	香住区守柄	滝 本	17
585 - 006	山 田(1)	村岡区山田	上 中	59
585 - 007	高 津(1)	村岡区高津	久保地	26
585 - 008	高 津(2)	村岡区高津	藤ヶ平	17
585 - 009	用 野	村岡区用野	ヨコサコ	22
585 - 010	村 岡	村岡区村岡	白 菅	22
585 - 011	長 板	村岡区長板	イッソ谷	14
585 - 012	粗 岡	村岡区粗岡	深 山	74
585 - 013	川 会	村岡区川会	寺ノ下	12
585 - 014	山 田(2)	村岡区山田	作ボウキ	17.5
585 - 015	神 場	小代区神場	テブコウ	106
585 - 016	水 間(1)	小代区水間	尾 谷	19
585 - 017	水 間(2)	小代区水間	猪之谷	45
585 - 018	野間谷	小代区野間谷	白 岩	50
585 - 019	石 寺	小代区石寺	久茂田	38
585 - 020	佐 坊	小代区佐坊	横 尾	10.6

(出展：兵庫県地域防災計画（資料編）令和6年修正)

2-2 急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所 在 地	面 積 (ha)	指定年月日	告示番号
	大字名			
城 山	香住区一日市	0.31	昭47年2月12日	県告第192号
向 尾	香住区沖浦	0.87	昭56年3月31日	県告第946号
ニラ山下	香住区上計	1.21	昭57年3月26日	県告第794号
天 王 山	香住区一日市	0.28	昭62年7月21日	県告第1143号
安 坂	香住区下岡	0.80	昭62年11月10日	県告第1749号
沖 浦	香住区沖浦	4.92	(平2年2月13日) 平4年6月5日	(県告第235号) 県告第861号

区域名	所 在 地	面 積 (ha)	指定年月日	告示番号
鎧	香住区鎧	0.74	平 2 年 3 月 6 日	県告第 347 号
カンオンドウ	香住区下浜	2.30	平 3 年 2 月 26 日	県告第 299 号
カンオンドウ(2)	〃	0.33	平 10 年 9 月 29 日	県告第 1395 号
カンオンドウ(3)	〃	0.19	〃	〃
堂 谷 口	香住区土生	0.32	平 3 年 2 月 26 日	県告第 299 号
上 計	香住区上計、浦上	0.49	平 10 年 9 月 29 日	県告第 1395 号
梶 原	香住区余部	0.85	〃	〃
浦 上	香住区浦上	0.77	平 14 年 8 月 2 日	県告第 1020 号
無 南 垣	香住区無南垣	2.04	平 15 年 2 月 7 日	県告第 161 号
守 柄	香住区守柄	0.93	平 26 年 11 月 11 日	県告第 1000 号
ツルベバナ	香住区沖浦	0.47	平 21 年 5 月 22 日	県告第 624 号
上 計(2)	香住区上計	0.57	平 26 年 11 月 7 日	県告第 981 号
余 部	香住区余部	0.98	平 26 年 11 月 11 日	県告第 999 号
丹生地(1)	香住区丹生地	1.14	平 19 年 11 月 6 日	県告第 1146 号
丹生地(2)	〃	0.89	〃	〃
丹生地(3)	〃	0.09	平 22 年 8 月 6 日	県告第 820 号
間 室	香住区間室	0.75	平 20 年 2 月 12 日	県告第 134 号
三 谷(1)	香住区三谷	0.34	平 24 年 3 月 13 日	県告第 306 号
三 谷(2)	〃	0.42	〃	〃
三 谷(3)	〃	0.14	〃	〃
香 住	香住区香住	1.03	平 26 年 10 月 31 日	県告第 962 号
村 岡(1)	村岡区村岡	1.02	昭 47 年 2 月 12 日	県告第 192 号
村 岡(2)	〃	1.00	〃	〃
高 津	村岡区高津	1.14	昭 59 年 2 月 24 日	県告第 375 号
横 茂	〃	0.55	平 4 年 3 月 24 日	県告第 485 号
東 高 津	〃	0.50	平 11 年 12 月 28 日	県告第 1735 号
山 田	村岡区山田	0.99	平 14 年 11 月 19 日	県告第 1409 号
石 寺	小代区石寺	0.90	昭 62 年 7 月 21 日	県告第 1143 号
寺 田	小代区秋岡	1.21	平 元年 2 月 25 日	県告第 255 号
姫 治	〃	0.63	平 元年 2 月 25 日	県告第 225 号
寺 庭	〃	0.50	平 3 年 2 月 26 日	県告第 299 号
高 山	〃	0.28	〃	〃
茅 野	小代区茅野	0.82	平 10 年 9 月 29 日	県告第 1395 号
大 谷	小代区大谷	1.39	平 15 年 10 月 7 日	県告第 1172 号
城 山	小代区城山	1.85	平 22 年 8 月 24 日	県告第 874 号
広 井	小代区広井	1.54	平 26 年 11 月 4 日	県告第 975 号

区域名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	告示番号
大 糠	村岡区大糠	1.04	平 16 年 7 月 16 日	県告第 895 号
入 江	村岡区入江	2.38	平 18 年 12 月 1 日	県告第 1224 号
入 江 (2)	〃	0.83	平 26 年 11 月 4 日	県告第 974 号
味取地区	村岡区味取	1.75	平 21 年 7 月 21 日	県告第 843 号
日 影	村岡区日影	3.68	(平 26 年 11 月 7 日) 令 5 年 3 月 3 日	(県告第 982 号) 県告第 254 号
鎧 (2)	香住区鎧	0.29	平 30 年 3 月 13 日	県告第 219 号
大 谷	香住区大谷	1.10	平 31 年 2 月 5 日	県告第 96 号
高 井(2)	村岡区大糠	1.71	令 3 年 5 月 18 日	県告第 578 号
市 午	香住区余部	0.75	令 4 年 9 月 9 日	県告第 1055 号
熊 波	村岡区熊波	0.63	令 5 年 3 月 17 日	県告第 320 号
西	香住区余部	2.25	令 5 年 3 月 22 日	県告第 340 号
西(2)	香住区余部	1.14	令 5 年 3 月 22 日	県告第 340 号

(出展：兵庫県地域防災計画（資料編）令和 6 年修正)

2－3 崩壊土砂流出危険地区

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-001	安 木(1)	香住区安木	防 谷	0.08
585-002	安 木(2)	香住区安木	馬 道	0.21
585-003	米 地	香住区米地	鳥 尾	0.03
585-004	土 生(1)	香住区土生	滝 谷	0.46
585-005	畑(1)	香住区畑	古 谷	0.4
585-008	三 川(1)	香住区三川	栗 坂	0.44
585-009	隼 人(1)	香住区隼人	不動谷	1.86
585-010	隼 人(2)	香住区隼人	蛇 谷	0.12
585-011	隼 人(3)	香住区隼人	金 谷	0.06
585-012	隼 人(4)	香住区隼人	岩井谷	0.14
585-013	下 岡(1)	香住区下岡	安 坂	0.05
585-014	丹生地(1)	香住区丹生地	ハリマ谷	0.19
585-015	九 斗	香住区九斗	九 斗	0.03
585-016	上 計(1)	香住区上計	上花辺	0.35
585-017	上 計(2)	香住区上計	ブロウ	0.09
585-018	沖 浦(1)	香住区沖浦	ヌクイ谷	0.3

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-019	香 住(1)	香住区香住	大 甲	0. 31
585-020	香 住(2)	香住区香住	滝 谷	0. 16
585-022	大 谷(1)	香住区大谷	殿野谷	0. 03
585-023	大 野(1)	香住区大野	城 山	0. 03
585-024	大 野(2)	香住区大野	城 山	0. 11
585-025	大 野(3)	香住区大野	殿ノ谷	0. 25
585-026	八 原(1)	香住区八原	家の奥	0. 35
585-027	小 原(1)	香住区小原	猪 谷	0. 04
585-028	大 野(4)	香住区大野	浅井谷	0. 36
585-029	三 谷(1)	香住区三谷	臼 谷	0. 04
585-030	三 谷(2)	香住区三谷	スガ谷	0. 06
585-031	三 谷(3)	香住区三谷	寺 谷	0. 04
585-032	守 柄(1)	香住区守柄	コナシ	0. 12
585-033	守 柄(2)	香住区守柄	大半谷	0. 08
585-034	守 柄(3)	香住区守柄	瀧 本	0. 09
585-036	下 浜(1)	香住区下浜	清 水	0. 41
585-037	下 浜(2)	香住区下浜	城 山	0. 03
585-038	余 部(1)	香住区余部	高 山	0. 12
585-039	余 部(2)	香住区余部	アセビ	2. 58
585-040	余 部(3)	香住区余部	イン谷	0. 03
585-041	畑(2)	香住区畑	下モ谷	0. 03
585-042	土 生(2)	香住区土生	滝ヶ谷	0. 2
585-043	下 浜(3)	香住区下浜	三 田	0. 08
585-044	境(1)	村岡区境	後 山	2. 1
585-045	境(2)	村岡区境	立 上	0. 06
585-046	山 田(1)	村岡区山田	大コクモギ	0. 03
585-047	小 城	村岡区小城	打 越	0. 03
585-048	山 田(2)	村岡区山田	ヒン谷	0. 39
585-049	山 田(3)	村岡区山田	上 中	1. 22
585-050	山 田(4)	村岡区山田	上 中	0. 06
585-051	山 田(5)	村岡区山田	大 平	0. 49
585-052	原	村岡区原	水 谷	2. 63
585-053	長 須(1)	村岡区長須	一反田	0. 03
585-054	長 須(2)	村岡区長須	一反田	0. 16
585-055	長 須(3)	村岡区長須	一反田	0. 18
585-056	高 津(1)	村岡区高津	宮ノ下	0. 06

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-057	高 津(2)	村岡区高津	神 場	0. 71
585-058	高 津(3)	村岡区高津	藤ヶ平	0. 03
585-059	和佐父	村岡区和佐父	家ノ下	0. 06
585-060	入 江(1)	村岡区入江	的 場	0. 28
585-061	村 岡(1)	村岡区村岡	小出来原	0. 5
585-062	村 岡(2)	村岡区村岡	白 菅	2. 54
585-063	村 岡(3)	村岡区村岡	坪 谷	0. 88
585-064	大 糠	村岡区大糠	谷 奥	0. 34
585-065	寺河内(1)	村岡区寺河内	日影谷	0. 03
585-066	寺河内(2)	村岡区寺河内	ゴウロ	0. 15
585-067	耀 山(1)	村岡区耀山	下野田	0. 06
585-068	作 山(1)	村岡区作山	東 山	0. 86
585-069	黒 田(1)	村岡区黒田	森 山	1. 93
585-070	八井谷(1)	村岡区八井谷	城ヶ谷	0. 23
585-071	福 岡(1)	村岡区福岡	宮 向	0. 19
585-072	中大谷(1)	村岡区中大谷	ツルマサカ	0. 84
585-073	大 笹(1)	村岡区大笹	泥 池	2. 96
585-074	和 池(1)	村岡区和池	山 田	0. 14
585-075	和 池(2)	村岡区和池	山 田	0. 59
585-076	森 脇	村岡区森脇	溝ヶ谷	0. 17
585-077	黒 田(2)	村岡区黒田	蛇のハミ	1. 31
585-078	黒 田(3)	村岡区黒田	ナガサコ	0. 16
585-079	高 井(1)	村岡区高井	滝ヶ谷	0. 05
585-080	高 井(2)	村岡区高井	大谷平	1. 27
585-081	相 田	村岡区相田	大 滝	0. 32
585-082	板仕野(1)	村岡区板仕野	苧ヶ丘	0. 47
585-083	板仕野(2)	村岡区板仕野	不 栗	0. 17
585-084	板仕野(3)	村岡区板仕野	荒 巻	0. 06
585-085	萩 山(1)	村岡区萩山	上カナリ	0. 16
585-086	長 坂(1)	村岡区長坂	チョウケ谷	0. 1
585-087	熊 波(1)	村岡区熊波	金 谷	0. 14
585-088	熊 波(2)	村岡区熊波	落 山	0. 08
585-089	高 津(4)	村岡区高津	森ノ上	0. 03
585-090	味 取(1)	村岡区味取	栗谷北平	0. 03
585-091	長 瀬(1)	村岡区長瀬	焼 尾	0. 61
585-092	高 津(5)	村岡区高津	神 場	0. 14

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-093	大 笹(2)	村岡区大笹	丸 岡	0.91
585-094	和 池(3)	村岡区和池	西 山	2.35
585-095	入 江(2)	村岡区入江	家ノ下タ	0.06
585-096	山 田(6)	村岡区山田	本谷奥	0.09
585-097	廣 井(1)	小代区廣井	舟 谷	0.99
585-098	野間谷(1)	小代区野間谷	清 水	0.12
585-099	野間谷(2)	小代区野間谷	尾藤志	0.53
585-100	平 野(1)	小代区平野	馬 立	2.09
585-101	芽 野(1)	小代区芽野	上へ虫カベ	1.35
585-102	新 屋(1)	小代区新屋	名ヶ谷	3.48
585-104	新 屋(2)	小代区新屋	四ナ曲	0.15
585-105	秋 岡(1)	小代区秋岡	鉛 谷	2.57
585-106	秋 岡(2)	小代区秋岡	岩小屋	1.76
585-107	秋 岡(3)	小代区秋岡	岩小屋	0.36
585-108	秋 岡(4)	小代区秋岡	細 野	0.18
585-109	秋 岡(5)	小代区秋岡	細 野	0.15
585-110	秋 岡(6)	小代区秋岡	ダ ン	1.15
585-111	秋 岡(7)	小代区秋岡	秋 岡	0.36
585-112	東 垣(1)	小代区東垣	大平野	2.41
585-113	佐 坊	小代区佐坊	保条田	2
585-114	鍛冶屋	小代区鍛冶屋	タキの前	2.16
585-115	忠 宮(1)	小代区忠宮	岡	0.18
585-117	久須部(1)	小代区久須部	マガリ	1.25
585-118	大 谷(1)	小代区大谷	大平谷	0.95
585-119	大 谷(2)	小代区大谷	曲り谷	0.64
585-120	大 谷(3)	小代区大谷	谷 山	0.69
585-121	大 谷(4)	小代区大谷	谷 山	1.97
585-122	城 山(1)	小代区城山	谷 山	3.84
585-123	城 山(2)	小代区城山	松 尾	2.6
585-124	城 山(3)	小代区城山	松 尾	0.09
585-125	城 山(4)	小代区城山	城 山	0.12
585-126	神 水(1)	小代区神水	影 平	2.11
585-127	神 水(2)	小代区神水	清水ヶ平	0.12
585-128	新 屋(3)	小代区新屋	中サバ	0.21
585-129	実 山	小代区実山	出 雲	0.15
585-130	城 山(5)	小代区城山	谷 山	0.43

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-131	東 垣(2)	小代区東垣	コクラクチ	1. 08
585-132	山 田(7)	村岡区山田	宮ノ下	0. 06
585-133	村岡区大笹 3	村岡区大笹	大平井	0. 66
585-134	香住区浦上 1	香住区浦上	楽ノ堂	1. 01
585-135	小代区茅野(2)	小代区茅野	空山	0. 58
585-136	香住区大谷(2)	香住区大谷	一日市谷	0. 43
585-137	香住区丹生地(2)	香住区丹生地	北ヶ谷	0. 83
585-138	香住区丹生地(3)	香住区丹生地	コモン谷	0. 31
585-139	香住区訓谷 1	香住区訓谷	堂谷	1. 11
585-140	村岡区八井谷(2)	村岡区八井谷	高見山	0. 13
585-141	村岡区八井谷(3)	村岡区八井谷	蕨ヶ谷	1. 83
585-142	村岡区福岡 2	村岡区福岡	三島	0. 13
585-143	村岡区福岡 3	村岡区福岡	高見山	2. 48
585-144	村岡区八井谷(4)	村岡区八井谷	池ノ元	0. 91
585-145	村岡区八井谷(5)	村岡区八井谷	吉ノ平	0. 30
585-146	口大谷(1)	村岡区口大谷	家ノ向	0. 09
585-147	村岡区大野(1)	村岡区大野	常盤	0. 45
585-148	村岡区大野(2)	村岡区大野	常盤	0. 10
585-149	神水(3)	小代区神水	大瀧	0. 06
585-150	村岡区中大谷(2)	村岡区中大谷	大谷山	4. 95
585-151	村岡区口大谷(2)	村岡区口大谷	本田	0. 06
585-152	村岡区大笹(4)	村岡区大笹	登尾	0. 45
585-153	村岡区大笹(5)	村岡区大笹	登尾	0. 3
585-154	村岡区大笹(6)	村岡区大笹	野間	1. 33
585-155	村岡区作山 2	村岡区作山	林ヶ平	2. 38
585-156	村岡区市原(1)	村岡区市原	兎ヶ谷	0. 03
585-157	村岡区市原(2)	村岡区市原	谷入田	0. 11
585-158	村岡区大糠(2)	村岡区大糠	福本	1. 7
585-159	村岡区耀山(2)	村岡区耀山	的 山	0. 7
585-160	村岡区寺河内(3)	村岡区寺河内	ゴウロ	3. 98
585-161	村岡区大糠(3)	村岡区大糠	家ノ上	0. 25
585-162	村岡区大糠(4)	村岡区大糠	カナツノ	1. 53
585-163	村岡区板仕野(4)	村岡区板仕野	奥山	3. 75
585-164	村岡区萩山(2)	村岡区萩山	ヒエ田	0. 06
585-165	村岡区神坂(1)	村岡区神坂	奥谷	0. 71
585-166	三川 2	香住区三川	栗坂	0. 13

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-167	村岡区鹿田	村岡区鹿田	上ノ山	0. 03
585-168	野間谷(3)	小代区野間谷	トコイ	0. 08
585-169	小代区平野(2)	小代区平野	立野	0. 25
585-170	小代区平野(3)	小代区平野	立野	0. 29
585-171	小代区貫田	小代区貫田	大堂	0. 18
585-172	小代区忠宮(2)	小代区忠宮	大堂	1. 44
585-173	小代区大谷(5)	小代区大谷	山目	13. 13
585-174	小代区大谷(6)	小代区大谷	稲荷尾	1. 14
585-175	小代区久須部(2)	小代区久須部	マガリ	0. 28
585-176	小代区大谷(7)	小代区大谷	一ノ谷	2. 06
585-177	小代区野間谷(4)	小代区野間谷	トコイ	0. 3
585-178	小代区廣井(2)	小代区廣井	上ノ山	0. 55
585-179	小代区廣井(3)	小代区廣井	上ノ山	0. 45
585-180	小代区廣井(4)	小代区廣井	はじき	0. 58
585-181	小代区城山(6)	小代区城山	谷山	0. 31
585-183	小代区神水(4)	小代区神水	大滝	4. 99
585-184	小代区神水(5)	小代区神水	枕木	0. 94
585-185	村岡区祖岡	村岡区祖岡	昼飯場	0. 62
585-186	村岡区長板(2)	村岡区長板	宮ノ平ル	0. 07
585-187	村岡区長板(3)	村岡区長板	大ノ山	0. 07
585-188	村岡区長板(4)	村岡区長板	笹谷	0. 22
585-189	村岡区高津(6)	村岡区高津	中尾	1. 99
585-190	村岡区長須(4)	村岡区長須	布谷	0. 07
585-192	村岡区境(3)	村岡区境	家ノ脇	0. 62
585-193	村岡区境(4)	村岡区境	家ノ脇	0. 34
585-194	村岡区長瀬(2)	村岡区長瀬	チミ	0. 32
585-195	村岡区長瀬(3)	村岡区長瀬	大谷	1. 77
585-196	村岡区味取(2)	村岡区味取	栗谷北平	2. 05
585-197	香住区三川(3)	香住区三川	池井口	0. 89
585-199	香住区土生(3)	香住区土生	ツツラ	0. 72
585-200	香住区三川(4)	香住区三川	地藏ノナル	1. 2
585-201	香住区三川(5)	香住区三川	地藏ナル	0. 35
585-202	香住区畑(3)	香住区畑	東下モ山	1. 36
585-203	香住区畑(4)	香住区畑	東下山	0. 27
585-204	香住区畑(5)	香住区畑	ミダノコ山	1. 25
585-205	香住区畑(6)	香住区畑	名鳥岡	1. 46

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-207	香住区八原(2)	香住区八原	池ノ谷	1. 03
585-208	香住区大谷(3)	香住区大谷	殿谷	0. 30
585-209	香住区大野(5)	香住区大野	堂ノ谷	0. 5
585-210	香住区小原(2)	香住区小原	守合谷口	0. 15
585-211	香住区小原(3)	香住区小原	天皇	1. 13
585-212	香住区小原(4)	香住区小原	大蔵火	0. 41
585-213	香住区小原(5)	香住区小原	戸の谷	0. 12
585-214	香住区守柄(4)	香住区守柄	谷山	0. 76
585-215	香住区九斗(2)	香住区九斗	九斗谷	1. 12
585-216	香住区九斗(3)	香住区九斗	フジツ	0. 39
585-217	香住区余部(4)	香住区余部	タダロ	0. 45
585-218	香住区鑑(1)	香住区鑑	堂ノ谷	0. 31
585-220	香住区余部(5)	香住区余部	ウリウ谷	0. 48
585-221	香住区余部(6)	香住区余部	一ノ谷	0. 19
585-222	香住区余部(7)	香住区余部	寺ノ谷	0. 5
585-224	香住区余部(8)	香住区余部	センダ	0. 22
585-225	香住区余部(9)	香住区余部	向山	0. 16
585-226	香住区余部(10)	香住区余部	東下谷	0. 22
585-227	香住区鑑(2)	香住区鑑	ヲイロ	1. 22
585-228	香住区鑑(3)	香住区鑑	堂ノ谷	0. 3
585-230	香住区鑑(4)	香住区鑑	ヒガ谷	0. 3
585-231	香住区鑑(5)	香住区鑑	ヒガ谷	0. 51
585-232	香住区境(1)	香住区境	石谷	0. 4
585-234	香住区浦上(2)	香住区浦上	神戸	0. 22
585-236	香住区丹生地(4)	香住区丹生地	中ノ谷	1. 97
585-237	小代区大谷(8)	小代区大谷	稲荷尾	4. 75
585-238	香住区訓谷(2)	香住区訓谷	城山	0. 43
585-240	香住区境(2)	香住区境	ホチヨカ谷	0. 99
585-243	用野	村岡区用野	ヨコカ平	0. 09
585-244	水間	小代区水間	伊賀谷	0. 2
585-245	神坂(2)	村岡区神坂	八岡	0. 04
585-247	九斗(4)	香住区九斗	ミクロジ	0. 99
585-248	沖浦(2)	香住区沖浦	丸山	0. 92
585-249	浦上(3)	香住区浦上	紫根谷	0. 25
585-250	米地(2)	米地	家の脇	1. 38
585-251	沖浦(3)	香住区沖浦	寺ヶ谷	0. 2

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-252	沖浦(4)	香住区沖浦	ヲカミ	0.36
585-253	矢田	香住区矢田	葛谷	0.07
585-254	新屋(4)	小代区新屋	高畑	0.12
585-255	久須部(3)	小代区久須部	マガリ	8.58
585-256	大谷(4)	香住区大谷	大免谷	0.57
585-257	畑(7)	香住区畑	クワコ	0.35
585-258	口大谷(3)	村岡区口大谷	万場	0.08
585-259	大野(3)	村岡区大野	オイガ谷	1.6
585-260	寺河内(4)	村岡区寺河内	倉ノ山	0.2
585-261	高井(3)	村岡区高井	大谷平	0.33
585-262	萩山(3)	村岡区萩山	奥山	2.89
585-263	長板(5)	村岡区長板	作畑	0.12
585-264	大野(4)	村岡区大野	中ノ田	0.56
585-265	村岡(4)	村岡区村岡	宮山	0.58
585-266	秋岡(8)	小代区秋岡	オトシ	0.34
585-267	下岡(2)	香住区下岡	安坂	0.24
585-268	鎧(6)	香住区鎧	追船	0.31
585-269	余部(11)	香住区余部	ホウキノ谷	0.06
585-270	鎧(7)	香住区鎧	桑垣	0.31
585-271	浦上(4)	香住区浦上	臼谷	0.52
585-272	丹生地(5)	香住区丹生地	クスク谷	0.23
585-273	沖浦(5)	香住区沖浦	向尾	0.30
585-274	沖浦(6)	香住区沖浦	シシブシ	0.29
585-275	神水(6)	小代区神水	小枕	0.09
585-276	入江(3)	村岡区入江	長サコ	0.06
585-277	安木(3)	香住区安木	左近	0.36
585-278	村岡(5)	村岡区村岡	深谷	0.31
585-279	城山(7)	小代区城山	松尾	0.60
585-280	黒田(4)	村岡区黒田	府中	0.23
585-281	日影	村岡区日影	丹田	0.18
585-282	安木(4)	香住区安木	森谷	0.09
585-283	長板(6)	村岡区長板	天神元	0.54
585-284	守柄(5)	香住区守柄	谷	0.10

(出展：兵庫県地域防災計画（資料編）令和6年修正)

2 - 4 山腹崩壊危険地区

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-001	相 谷	香住区相谷	金 山	3.0
585-002	安 木(1)	香住区安木	前 脇	1.0
585-003	安 木(2)	香住区安木	長 入	3.0
585-004	訓 谷	香住区訓谷	城 山	3.0
585-005	米 地	香住区米地	宮 山	1.0
585-006	丹生地	香住区丹生地	コボレ	1.0
585-007	無南垣(1)	香住区無南垣	池 六	1.0
585-008	無南垣(2)	香住区無南垣	院 内	1.0
585-009	浦 上(1)	香住区浦上	ナイツ	1.0
585-010	浦 上(2)	香住区浦上	ウシガ坪	1.0
585-011	上 計	香住区上計	ブロウ	1.0
585-012	沖 浦(1)	香住区沖浦	竹ノ内	1.0
585-013	境(1)	香住区境	堂ノ上	1.0
585-014	一日市(1)	香住区一日市	川シリ	1.0
585-015	一日市(2)	香住区一日市	城 山	1.0
585-016	香 住(1)	香住区香住	伊 原	1.0
585-017	香 住(2)	香住区香住	大 勺	3.0
585-018	七日市(1)	香住区七日市	島 山	2.0
585-019	七日市(2)	香住区七日市	姫路山	1.0
585-020	八 原	香住区八原	坂 口	2.0
585-021	大 野(1)	香住区大野	向 山	2.0
585-022	大 野(2)	香住区大野	浅井谷	2.0
585-023	守 柄	香住区守柄	狐 岩	1.0
585-024	間 室	香住区間室	ナガレヨ	1.0
585-025	油 良	香住区油良	山ノ谷	1.0
585-026	下 浜(1)	香住区下浜	カンオンドウ	1.0
585-027	下 浜(2)	香住区下浜	湯 谷	1.0
585-028	鎧(1)	香住区鎧	奥 中	1.0
585-029	鎧(2)	香住区鎧	タツギ	1.0
585-030	鎧(3)	香住区鎧	井津谷	3.0
585-031	鎧(4)	香住区鎧	井津谷	2.0
585-032	鎧(5)	香住区鎧	赤 嶋	1.0
585-033	余 部(1)	香住区余部	小 坂	1.0
585-034	余 部(2)	香住区余部	サナエ	4.0

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-035	余 部(3)	香住区余部	上 中	2.0
585-036	沖 浦(2)	香住区沖浦	今子道	1.0
585-037	九 斗	香住区九斗	九 斗	1.0
585-038	山 田(1)	村岡区山田	家 向	11.0
585-039	山 田(2)	村岡区山田	寺 尾	1.0
585-040	小 城	村岡区小城	小 城	1.0
585-041	山 田(3)	村岡区山田	下 中	2.0
585-042	高 津(1)	村岡区高津	宮ノ下	1.0
585-043	高 津(2)	村岡区高津	藤ヶ平	3.0
585-044	和佐父(1)	村岡区和佐父	家ノ下	2.0
585-045	和佐父(2)	村岡区和佐父	栃 山	6.0
585-046	川 会	村岡区川会	長サコ	6.0
585-047	入 江(1)	村岡区入江	ゴウロ	2.0
585-048	村 岡(1)	村岡区村岡	宮 山	1.0
585-049	寺河内	村岡区寺河内	殿 岡	1.0
585-050	福 岡(1)	村岡区福岡	三 島	1.0
585-051	八井谷	村岡区八井谷	城ヶ谷	1.0
585-052	森 脇	村岡区森脇	庵ノ谷	2.0
585-053	黒 田	村岡区黒田	府 中	1.0
585-054	宿(1)	村岡区宿	笠 松	1.0
585-055	宿(2)	村岡区宿	青久保	2.0
585-059	大 糖(2)	村岡区大糖	下大仙	3.0
585-060	板仕野(1)	村岡区板仕野	不 栗	1.0
585-061	板仕野(2)	村岡区板仕野	奥 畑	2.0
585-062	板仕野(3)	村岡区板仕野	大ツエ	3.0
585-063	板仕野(4)	村岡区板仕野	茶 園	1.0
585-064	村 岡(2)	村岡区村岡	神子垣	1.0
585-065	村 岡(3)	村岡区村岡	大 向	1.0
585-066	熊 波	村岡区熊波	大 畑	1.0
585-067	和 田	村岡区和田	坪 土	1.0
585-068	長 瀬(1)	村岡区長瀬	井 口	1.0
585-069	長 瀬(2)	村岡区長瀬	田尻谷	7.0
585-070	村 岡(4)	村岡区村岡	銚子ヶ谷	3.0
585-071	入 江(2)	村岡区入江	クルミ原	1.0
585-072	口大谷	村岡区口大谷	家の向	2.0
585-073	福 岡(2)	村岡区福岡	川 向	1.0

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-074	石 寺(1)	小代区石寺	釜 谷	3.0
585-075	神 場	小代区神場	管 平	1.0
585-076	秋 岡(1)	小代区秋岡	ヒナタ	2.0
585-077	秋 岡(2)	小代区秋岡	姫 路	2.0
585-078	秋 岡(3)	小代区秋岡	宮 山	1.0
585-080	神 水(1)	小代区神水	家ノ上	2.0
585-081	神 水(2)	小代区神水	大 滝	2.0
585-082	石 寺(2)	小代区石寺	角 田	1.0
585-083	沖 浦(3)	香住区沖浦	ツルベバナ	1.0
585-084	鎧(6)	香住区鎧	北 山	1.0
585-085	石 寺(3)	小代区石寺	下ノ瀬	1.0
585-086	原	村岡区原	門 原	13.0
585-087	日 影	村岡区日影	東作谷	4.0
585-088	境(2)	村岡区境	今子谷	1.0
585-089	長 板	村岡区長板	チウケ谷	6.0
585-090	茅 野	小代区茅野	南 田	1.0
585-091	和 池	村岡区和池	庄田	1.0
585-092	米 地(2)	香住区米地	トキ谷	1.0
585-093	油 良(2)	香住区油良	下ツラ	1.0
585-094	村岡区味取	村岡区味取	栗谷南平	1.0
585-095	香住区三谷	香住区三谷	笹谷	2.0
585-096	村岡区大糠	村岡区大糠	家ノ上	2.0
585-097	香住区八原	香住区八原	北垣	1.0
585-098	香住区小原	香住区小原	カシ山	2.0
585-099	村岡区長須 1	村岡区長須	千原	2.0
585-100	村岡区作山	村岡区作山	家ノ上	3.0
585-101	村岡区長須 2	村岡区長須	桂谷	2.0
585-102	村岡区日影 1	村岡区日影	坪ノ内	1.0
585-103	村岡区入江 1	村岡区入江	古屋敷	1.0
585-104	香住区守柄	香住区守柄	岸前	4.0
585-105	村岡区日影 2	村岡区日影	坪ノ内	1.0
585-106	村岡区入江 2	村岡区入江	キジヤ	2.0
585-107	村岡区板仕野	村岡区板仕野	奥田	3.0
585-108	村岡区味取 2	村岡区味取	嶋井北平	6.0
585-109	村岡区原	村岡区原	水谷	4.0
585-110	小代区茅野	小代区茅野	空山	4.0

箇所番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)
		大字	字	
585-111	一日市(3)	香住区一日市	天王山	1.0
585-112	新屋	小代区新屋	西備へ	1.0
585-113	黒田(2)	村岡区黒田	下溝谷	1.0

(出展：兵庫県地域防災計画（資料編）令和6年修正)

2-5 災害危険区域

指定年月日	区域名	所在地	災 害 危 険 区 域			急傾斜地 指定面積 (ha)
			面積(ha)	住宅(戸)	人口(人)	
第4次指定 50. 3. 28 兵庫県告示 第635号	城 山	香住区	0.4	14	49	0.31
〃	堂ノ上	〃	0.8	33 (1)	116	—
第8次指定 56. 3. 31 兵庫県告示 第951号	向 尾	〃	0.87	11 (7)	44	0.87
第9次指定 57. 3. 26 兵庫県告示 第802号	ニラ山下	〃	1.21	15 (7)	40	1.21

※（ ）内数字は住宅以外の建築物数である。(出展：兵庫県地域防災計画（資料編）令和6年修正)

2-6 土砂災害警戒区域等

所 在 地 地 区 名 等	箇所数		内 訳						指定年月日	告示番号
			急傾斜地		土石流		地滑り			
	Y	R	Y	R	Y	R	Y	R		
小 代 区	110	0	76	0	34	0	0	0	平成 20 年 4 月 4 日	県告第 390 号
香 住 区	251	0	160	0	91	0	0	0	平成 21 年 1 月 30 日	県告第 105 号
村 岡 区	248	0	167	0	69	0	12	0	平成 23 年 2 月 25 日	県告第 198 号
香住区・小代区	14	0	0	0	0	0	14	0	平成 26 年 3 月 14 日	県告第 227 号
小 代 区 神 代	1	0	0	0	1	0	0	0	平成 26 年 6 月 10 日	県告第 532 号
小代区地すべり	12	0	0	0	0	0	12	0	平成 27 年 3 月 17 日	県告第 199 号
小 代 区	0	65	0	53	0	12	0	0	平成 29 年 2 月 28 日	県告第 196 号
村 岡 区	3	0	3	0	0	0	0	0	平成 30 年 12 月 28 日	県告第 1090 号
村 岡 区	0	150	0	128	0	22	0	0	平成 30 年 12 月 28 日	県告第 1096 号

所 在 地 地 区 名 等	箇所数		内 訳						指定年月日	告示番号
			急傾斜地		土石流		地滑り			
	Y	R	Y	R	Y	R	Y	R		
香 住 区	11	155	11	132	0	23	0	0	令和3年2月26日	県告第178号 県告第185号
香住区・村岡区・ 小代区	10	3	2	2	1	1	7	0	令和4年5月31日	県告第700号 県告第708号

注 Y：土砂災害警戒区域 R：土砂災害特別警戒区域

(出展：兵庫県オープンデータ・兵庫県公報)

3 なだれ危険箇所（農林水産部治山課）

箇所番号	箇所名	位 置		延長 (m)	斜面の方向
		大字	字		
581-な- 1	竹ン谷	村岡区山田	竹ン谷	250	W
581-な- 2	岩 詰	村岡区山田	岩 詰	250	E
581-な- 3	宮ノ下	村岡区山田	宮ノ下	500	E
581-な- 4	ソラ高尾	村岡区高津	ソラ高尾	300	S
581-な- 5	藤ヶ平	村岡区高津	藤ヶ平	200	W
581-な- 6	森ノ上	村岡区高津	森ノ上	250	E
581-な- 7	長サコ(1)	村岡区入江	長サコ	150	W
581-な- 8	長サコ(2)	村岡区入江	長サコ	300	W
581-な- 9	家ノ下	村岡区入江	家ノ下	400	SW
581-な- 10	蔵 本	村岡区川会	蔵 本	550	SE
581-な- 11	福 井	村岡区長板	福 井	250	E
581-な- 12	チョウガ谷	村岡区長板	チョウガ谷	250	NW
581-な- 13	深 山	村岡区祖岡	深 山	150	NE
581-な- 14	山 田	村岡区祖岡	山 田	200	S
581-な- 15	馬 場	村岡区村岡	馬 場	250	SE
581-な- 16	神子垣	村岡区相田	神子垣	200	E
581-な- 17	向 山	村岡区神坂	向 山	300	W
581-な- 18	込 山	村岡区板仕野	込 山	200	E
581-な- 19	上野田	村岡区耀山	上野田	300	SE
581-な- 20	西作谷	村岡区日影	西作谷	200	N
581-な- 21	ホイダ	村岡区大野	ホイダ	300	W
581-な- 22	野 間	村岡区大笹	野 間	250	S
581-な- 23	中 山	村岡区和田	中 山	250	NW
581-な- 24	奥 山	村岡区板仕野	奥 山	100	E

箇所番号	箇所名	位 置		延長 (m)	斜面の方向
		大字	字		
581-な- 25	銚子ヶ谷	村岡区村岡	銚子ヶ谷	100	NW
581-な- 26	落 岩	村岡区村岡	落 岩	100	S
581-な- 27	奥 畑	村岡区板仕野	奥 畑	150	E
583-な- 1	汁 田	小代区水間	汁 田	400	E
583-な- 2	トコイ	小代区野間谷	トコイ	100	NW
583-な- 3	ナツラ	小代区新屋	ナツラ	50	S E
583-な- 4	多知野	小代区秋岡	多知野	400	E
583-な- 5	長 迫	小代区秋岡	長 迫	200	S E
583-な- 6	ヒナジ	小代区秋岡	ヒナジ	200	NW
583-な- 7	大工山	小代区大谷	大工山	400	E
583-な- 8	稲荷尾	小代区大谷	稲荷尾	300	E
583-な- 9	影 平	小代区大谷	影 平	50	NE
583-な- 10	谷 山	小代区城山	谷 山	250	S
583-な- 11	角 田	小代区石寺	角 田	300	NE
583-な- 12	釜 事	小代区秋岡	釜 事	200	N
583-な- 13	谷 山	小代区大谷	谷 山	100	NE
583-な- 14	岡	小代区忠宮	岡	150	E

(出展：兵庫県地域防災計画（資料編）令和6年修正)

4 避難所一覧

※ 洪水：○印は安全な利用が可能な施設で、避難所は災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づく指定避難所に、一時避難所は同法第49条の4第1項の規定に基づく指定緊急避難場所に位置づける。△印は県ハザードマップにある浸水想定区域内にある施設のため、利用時に注意が必要な施設である。

土砂災害：○印は安全な利用が可能な施設で、避難所は災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づく指定避難所に、一時避難所は同法第49条の4第1項の規定に基づく指定緊急避難場所に位置づける。△印は県ハザードマップにある土砂災害危険箇所内、土砂災害警戒区域内にある施設のため、利用時に注意が必要な施設である。

地震：○印は昭和56年6月以降に建てられた新耐震基準を満たす施設で、避難所は災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づく指定避難所に、一時避難所は同法第49条の4第1項の規定に基づく指定緊急避難場所に位置づける。△印は昭和56年5月以前に建てられた施設で、利用時に注意が必要な施設である。

【香住区】

(1) 指定避難所

施設名	面積 (㎡)	収容人数	風水害		地震
			洪水	土砂災害	
香美町立香住小学校 (体育館)	1,139	379	△	○	○
旧奥佐津小学校 (体育館)	472	157	○	○	○

施 設 名	面積 (㎡)	収容人数	風水害		地 震
			洪 水	土砂災害	
旧佐津小学校 (体育館)	515	171	△	○	○
香美町立柴山小学校 (体育館)	889	296	△	△	○
香美町立長井小学校 (体育館)	509	169	△	△	○
香美町立余部小学校 (体育館)	525	175	△	△	○
香美町立余部小学校御崎分校	50	16	○	△	○
香美町立香住第一中学校 (体育館)	1,550	516	△	△	○
佐津体育館	928	309	△	△	○
兵庫県立香住高等学校 (体育館)	1,920	640	△	○	○
香美町立柴山保育所	450	150	△	△	○
香住区中央公民館	3,032	1,010	△	○	○
香住文化会館	1,668	556	△	○	○
奥佐津地区公民館	379	126	△	○	△
佐津地区公民館	422	140	△	○	△
柴山地区公民館	576	192	△	△	△
長井地区公民館	274	91	△	△	△
余部地区公民館	489	163	△	△	○

(2) 一時避難所

施 設 名	風水害		地 震
	洪 水	土砂災害	
境区会館	△	○	△
一日市区公民館	△	○	△
若松コミュニティセンター	○	○	○
香美町商工会	△	○	△
香住区公民館	△	○	△
西香住公民館 (ふれあいホール)	△	○	○
七日市区公民館	△	○	○
駅前コミュニティセンター	△	○	○
森会館	△	○	△
間室区公民館	△	△	○
油良区会館	△	△	△
矢田区会館	△	△	△
下浜公会堂	△	○	○
九斗会館	△	△	○
米地公民館	○	△	△

施 設 名	風水害		地 震
	洪 水	土砂災害	
丹生地構造改善センター	○	△	○
西下岡区公民館	△	△	△
下岡会館	○	○	○
上岡会館	△	○	△
隼人公民館	△	○	○
畑公民館	△	△	△
大梶公民館	△	△	△
旧奥佐津小学校三川分校	△	△	△
土生区会館	○	△	○
相谷公民館	○	△	△
奥安木構造改善センター	△	△	○
浜安木公民館	○	○	△
訓谷会館	△	△	○
無南垣構造改善センター	△	○	○
浦上公民館	○	△	△
上計ふれあい会館	△	△	○
沖浦区公民館	○	△	△
守柄公民館	△	△	△
加鹿野公民館	△	△	△
三谷公民館	△	△	△
大谷区公民館	△	△	△
大野公民館	○	△	△
小原区公民館	△	○	○
中野公民館	△	△	△
藤農林漁家婦人活動促進施設	△	○	○
八原公民館	○	△	△
市午会館	△	△	△
梶原公民館	○	△	△
浜会館	△	○	○
西会館	○	△	○
御崎活性化施設	○	○	○
鎧公民館	○	△	△
長福寺（一日市）	○	△	○
願行寺	○	△	△
本誓寺	△	○	△

施 設 名	風水害		地 震
	洪 水	土砂災害	
帝釈寺	○	△	△
西迎寺	○	△	△
幸徳寺	○	△	△
西光寺	△	△	△
真徳寺	○	○	△
弥勒寺	○	○	△
極楽寺	○	△	△
光永寺	△	△	△
帰迎寺	○	○	△
遍照寺	△	△	△
長福寺（余部）	○	△	△
安養寺	○	△	△
香住念法寺	△	○	△
但馬漁業協同組合香住本所	○	○	△
但馬漁業協同組合柴山支所	○	○	○
JA たじま香住支店	△	○	△
香住自動車教習所	△	○	△

(3) 広域避難所

施 設 名	面積（㎡）	風水害		地 震
		洪 水	土砂災害	
香住小学校グラウンド	6,600	△	○	○
香住第一中学校グラウンド	15,791	△	△	○
佐津グラウンド	14,687	△	△	○
香住高等学校グラウンド	19,767	△	○	○

(4) 福祉避難所

施 設 名	収容人数※	風水害		地 震
		洪 水	土砂災害	
公立香住病院介護老人保健施設 「ゆうすげ」	12	△	○	○
特別養護老人ホーム「しいの木荘」	20	△	△	○
香住地域福祉センター	20	△	○	○
夕風の丘	50	○	○	○
デイサービス 知恵の輪	20	△	○	○

※収容人数は要介護者1名に対し、介助者1名を含む。

【村岡区】

(1) 指定避難所

施 設 名	面積 (㎡)	収容人数	風水害		地 震
			洪 水	土砂災害	
香美町立村岡小学校 (体育館)	937	312	△	△	○
香美町立兎塚小学校 (体育館)	1,001	333	○	△	○
香美町立射添小学校 (体育館)	854	284	△	○	○
香美町立村岡中学校 (体育館)	1,287	429	△	△	○
兵庫県立村岡高等学校 (体育館)	2,208	736	○	△	○
射添体育館	1,200	400	△	○	○
村岡体育館	971	323	○	△	△
福岡体育館	1,787	595	△	△	△
旧日影体育館	266	88	△	○	△
旧味取体育館	465	155	△	△	△
山田体育館	450	150	○	○	○
射添地区公民館	486	162	△	△	○

(2) 一時避難所

施 設 名	風水害		地 震
	洪 水	土砂災害	
東上区集会所	△	○	○
東中区集会所	△	○	△
本町区集会所	△	○	○
野々上区集会所	○	○	○
殿町区集会所	△	△	○
水上区集会所	○	△	○
川上区集会所	△	○	○
中西区集会所	○	△	△
新町区集会所	○	○	○
西本町区集会所	△	○	○
村岡区中央公民館	○	△	△
用野区集会所	○	△	○
鹿田区集会所	△	△	○
相田区集会所	△	○	○
神坂区集会所	○	○	○
旧神坂子育て・子育て支援センター	○	△	○
萩山公民館	○	△	○

施 設 名	風水害		地 震
	洪 水	土砂災害	
板仕野区集会所	○	○	△
大糠区集会所	○	△	△
村岡ファームガーデン	○	△	○
光陽区集会所	△	○	○
高井区集会所	△	△	△
高井子育て・子育て支援センター	△	○	○
寺河内区集会所	○	△	△
耀山区集会所	○	△	△
市原区集会所	○	△	○
兎塚地区公民館	○	△	○
横町会館	○	○	△
八幡会館	○	△	△
八井谷区集会所	○	△	○
大野区集会所	○	○	○
口大谷区公民館	△	○	○
中大谷区集会所	○	△	△
旧大谷子育て・子育て支援センター	△	△	○
大笹区公民館	△	△	△
大笹区集会所	△	△	△
高坂区集会所	○	△	○
池ヶ平区集会所	○	○	△
和池区公民館	○	△	△
森脇農業構造改善センター	○	○	○
黒田公民館	△	△	○
宿区集会所	○	○	○
日影区集会所	○	○	△
作山区集会所	△	△	○
入江区集会所	△	○	△
和佐父区集会所	○	△	○
和田公会堂	△	○	○
小城区集会所	○	△	○
長板公民館	○	△	○
長板構造改善センター	○	△	○
熊波公民館	○	△	○
祖岡区集会所	○	△	△

施 設 名	風水害		地 震
	洪 水	土砂災害	
丸味区公民館	○	△	○
川会公会堂	△	△	○
高津公会堂	△	△	△
長須区公民館	△	○	○
味取区集会所	○	△	○
村岡アグリファーム(株)・むらおか夢アグリ(株) 事務所兼みそ工房	△	△	△
原区公民館	△	△	○
長瀬公会堂	△	△	○
山田区集会所	△	△	○
旧山田子育て・子育て支援センター	○	○	○
境区集会所	△	△	△

(3) 広域避難所

施 設 名	面積 (㎡)	風水害		地 震
		洪 水	土砂災害	
射添小学校グラウンド	5,350	△	○	○
射添グラウンド	7,122	△	○	○
兎塚小学校グラウンド	9,010	○	△	○
村岡小学校グラウンド	11,439	△	△	○
村岡中学校グラウンド	7,724	△	△	○

(4) 福祉避難所

施 設 名	収容人数※	風水害		地 震
		洪 水	土砂災害	
特別養護老人ホーム「むらおかこぶし園」	44	○	△	○
村岡老人福祉センター	80	△	△	○
リゾートヴィラハチ北	24	○	○	○
農林漁業体験実習館「村岡・都市と農村交流センター」	104	○	○	○
グループホーム むらおかの空・デイサービス いそうの花	16	○	△	○

※収容人数は要介護者1名に対し、介助者1名を含む。

【小代区】

(1) 指定避難所

施 設 名	面積 (㎡)	収容人数	風水害		地 震
			洪 水	土砂災害	
香美町立小代小学校 (体育館)	720	240	○	○	○
香美町立小代中学校 (体育館)	1,194	398	△	△	○
おじろドーム	972	324	○	○	○
小代区総合センター	641	213	○	△	○
旧秋岡へき地保育所	70	23	○	△	○
小代認定こども園	100	33	○	○	○
小代物産館	155	51	○	△	○
温泉保養館おじろん	121	40	△	△	○

(2) 一時避難所

施 設 名	風水害		地 震
	洪 水	土砂災害	
神場区集会所	○	△	△
広井区集会所	△	△	△
水間集落センター	○	○	○
野間谷構造改善センター	○	△	○
実山区営農集会所	○	△	○
平野区集会所	○	△	△
茅野多目的集会施設	○	○	○
新屋活性化交流集会施設	○	○	○
秋岡集落センター	○	△	○
東垣生活改善センター	○	△	△
佐坊区集会所	○	△	○
鍛冶屋区集会所	○	○	△
貫田生活改善センター	○	△	△
忠宮区集会所	△	△	△
久須部区集会所	△	△	○
大谷ふれあいセンター	△	△	○
城山ふるさと交流センター	○	△	○
神水区集会所	○	△	○
石寺集落センター	○	○	○
猪之谷区集会所	○	△	△
旧熱田区集会所	○	△	△

(3) 広域避難所

施 設 名	面積 (㎡)	風水害		地 震
		洪 水	土砂災害	
小代小学校グラウンド	8,000	△	○	○
小代中学校グラウンド	8,511	△	△	○
広井多目的山村広場	10,000	○	△	○

(4) 福祉避難所

施 設 名	収容人数※	風水害		地 震
		洪 水	土砂災害	
特別養護老人ホーム「こぶし園」	50	○	△	○

※収容人数は要介護者1名に対し、介助者1名を含む。

●収用人数は、3㎡あたり1人（兵庫県避難所管理運営指針）で算出した値である。

5 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

番号	所在地	離着陸場適地名	施設管理者名	連 絡 先 電話番号	最大対応 機 種	適地の広さ 延長×幅(m)
但 180	香住区境字今子 谷 605	香美町立今子浦 グラウンド	香美町長	0796 36-1111	川崎 CH-47 J	105×100m
但 190	村岡区粗岡 628	粗岡すこやか広場	香美町長	0796 36-1111	川崎 CH-47 J	165×130m
但 191	村岡区村岡 3507-1	御殿山公園グラウン ド	香美町長	0796 94-0321	川崎 CH-47 J	95× 45m
但 192	村岡区宿 791-1	兎和野高原野外教育 センターグラウンド	兎和野高原野外 教育センター長	0796 94-0211	川崎 CH-47 J	170×110m
但 193	村岡区村岡 2931	県立村岡高校グラウ ンド	県立村岡高等学 校長	0796 94-0201	AS332L1	100× 60m
但 196	小代区広井 787	広井多目的山村広場	香美町長	0796 97-3966	川崎 CH-47 J	110×100m
但 197	小代区忠宮 290 -1	香美町小代健康公園	香美町長	0796 97-3966	BK117C1	73 × 33m

(出展：兵庫県地域防災計画（資料編）令和6年修正)

6-1 災害救助法による救助の基準

(令和6年9月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり350円以内 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり (建設型応急住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり (建設型応急住宅) 6,883,000円以内 (賃貸型応急住宅) 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準じて、地域の実情に応じた額で設定 3 (建設型応急住宅) 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は、集会施設等を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)	(建設型応急住宅) 災害の発生の日から20日以内着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに供与	1 建設型応急住宅における限度額は、平均1戸あたり6,883,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から 7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家が全半壊（焼）、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の 季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下表金額の範囲内				災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
		区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人世帯以上1人増すごとに加算
		全 壊	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
		全 焼	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		流 失	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
		半 壊	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800
床上浸水									
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上	
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日（72時間）以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者	1 世帯当たり 51,500円以内 ・ブルーシート、ロープ、土のう等緊急措置に必要な資材費 ・建設業者、団体等の施工費	災害発生の日から 10日以内	被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から 3カ月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了）	半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合10%以上20%未満とする。
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		中学校生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円		
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 226,100円以内 小人(12歳未満) 180,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,600円以内 (一時保存) 死体一時収容施設利用時:通常の実費 上記が利用出来ない場合 1体当たり 5,700円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等は必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物は運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 140,000円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	7 救済用物資の整理 配分			
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助に要した 事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金 3 旅費 4 消耗品費 5 燃料費 6 食糧費 7 印刷製本費 8 光熱水費 9 修繕費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 通信運搬費 13 災害ボランティアセンター に係る費用	応急救助の事務を行うのに必要 な経費に限られる。	災害の発生の日か ら救助の期間内に 支出したものに限 る	救助費合算額に応じ て定められた割合を乗 じて得た額の範囲内が 国庫負担の対象とな り、その範囲内で県が 予算措置した額を上限 とする。
実費弁償	災害救助法施行例第 4条第1号から第4号 までに規定するもの	災害救助法第7条第1項の規 定により救助に関する業務に従 事させた都道府県知事の総括す る都道府県の常勤の職員で当該 業務に従事した者に相当するも のの給与を考慮して定める。	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び 旅費は別途に定める額

※ この基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(出展：災害救助の手引き 兵庫県災害対策課（令和6年9月）)

6-2 災害の被害認定基準

(令和3年6月24日 府政防670号内閣府政策統括官(防災担当)通知)

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの
半 壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの

	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

被 害 区 分		認 定 基 準 等	
非 住 家		住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。	
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。	
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。	
そ の 他	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
		冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠 水	
	文教施設		大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、小学校、中学校、高等学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	病 院		医療法第 1 条第 1 項に規定する病院（患者 20 人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道 路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河 川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港 湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	海 岸		海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。

	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 条）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土 石 流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの
	林地崩壊	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃溪流数の合計数とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。

被 害 区 分		認 定 基 準 等
そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り 災 世 帯 等	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親、子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	り災者	り災世帯の構成員とする。

7 災害時相互応援協定

【公共団体】

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動相互応援協力に関する協定	神戸市、兵庫県、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、新温泉町、宍粟郡病院事務組合管理者、公立豊岡病院組合管理者、公立八鹿病院組合管理者	平成 8 年 1 月 16 日	・医療救護チームの派遣 ・患者の受入れ
2	兵庫 5 カ国交流会議構成市町災害時相互支援に関する協定	播磨町、篠山市、淡路市、猪名川町	平成 8 年 — 2 月 14 日 ※令和 6 年 3 月 31 日まで	 ・物資、資機材の提供 ・職員等の派遣 (平成 17 年 6 月 1 日改正)
3	東部山陰市町村連絡協議会災害時相互応援協定	豊岡市、新温泉町、鳥取市他 6 町村 (H18. 8. 1 改正時市町村合併の為、鳥取市、岩美町の 2 市町となった)	平成 8 年 8 月 1 日	・物資、資機材の提供 ・職員等の派遣 ・施設の提供 (平成 18 年 8 月 1 日改正)
4	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	県下全市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会、兵庫県	平成 10 年 3 月 16 日	・応急給水作業 ・応急復旧作業 ・作業に必要な資機材の搬出
5	但馬地域災害時等相互応援に関する協定	豊岡市、新温泉町、養父市、朝来市	平成 10 年 3 月 31 日	・物資、資機材の提供 ・職員等の派遣
6	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	県下全市町、関係一部事務組合、兵庫県	平成 17 年 9 月 1 日	・処理用資機材の提供及び斡旋 ・廃棄物処理に必要な職員の派遣 ・中間処理実施、処理業者の斡旋
7	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	県下全市町、兵庫県	平成 18 年 11 月 1 日	・資機材、物資及び施設の斡旋又は提供 ・職員の派遣 ・被災者の受入れ

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
8	災害時における相互応援協定	吹田市	平成 20 年 11 月 12 日	・物資の提供 ・職員の派遣
9	コリドー 2-1 (因但県境自治体会議) 災害時相互応援協定 ※平成 30 年 5 月 31 日から麒麟のまち創成戦略会議災害時相互応援協定	新温泉町、鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町	平成 23 年 — 8 月 19 日	・物資の提供及び物資の提供に必要な資機材の提供 ・応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・職員の派遣 ・被災者一時収容のための施設の提供
10	災害時等の応援に関する申合せ	国土交通省近畿地方整備局	平成 24 年 6 月 13 日	・情報の収集・提供 (情報連絡員 (リエゾン) の派遣を含む。) ・近畿地方整備局等職員の派遣 (緊急災害対策派遣隊の派遣を含む。) ・災害に係る専門家の派遣 ・近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け ・近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣 ・通行規制等の措置
11	香美町災害時福祉避難所の開設運営に関する協定書	香美町病院事業管理者	平成 26 年 3 月 25 日	・福祉避難所の開設・運営
12	災害時等相互応援に関する基本協定	小浜市	平成 27 年 11 月 30 日	・被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供 ・食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な資機材及び車両の提供

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
				供 ・被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん ・応援に必要な職員の派遣 ・災害救助ボランティアのあっせん ・被災児童生徒の受入れ ・その他特に要請のあった事項
13	麒麟のまち創生戦略会議災害時相互応援協定	鳥取市・岩美町・智頭町 八頭町・新温泉町	平成 30 年 5 月 31 日	・物資の提供及び物資の提供に必要な資機材の提供 ・応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・職員の派遣 ・被災者一時収容のための施設の提供
14	災害時等における相互応援協定	門真市	令和 5 年 11 月 28 日	(1) 食糧、水、毛布及び生活必需品などの避難者救援のための物資の提供 (2) 応援に必要な職員の派遣 (3) その他
15	能登半島地震の応援に関する協定	兵庫県	令和 6 年 1 月 1 日	・能登半島地震の被災者支援のため、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）第 4 条第 1 項に定める救助及び法の対象市町からのやむを得ない要請による対応の救助

【民間団体】

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	災害時における応急対策業務に関する協定	香美町建設業協会	平成 19 年 2 月 28 日	【初期対応】 ・河川、砂防などにおける築堤、土嚢積み・矢板による締め切り、仮決壊防止等の資材搬入、重機の稼動準備作業 ・道路における土嚢積みの資材搬入準備、埋塞土砂・倒木除去用重機の稼動準備作業 【初期対応以外の業務】 ・河川、砂防等における埋塞土砂の掘削、流木・ごみ等障害物の除却、築堤、土嚢積み・矢板による仮締め切り、仮決壊防止等 ・道路交通確保のための埋塞土砂・倒木除去、山留め防護柵、土嚢積み、仮ガードレール設置等
2	災害時における応急対策業務に関する協定	兵庫県電気工事工業組合但馬支部	平成 20 年 12 月 25 日	・被害状況等の情報収集 ・感電災害又は漏電災害の防止 ・仮設電気工事又は応急復旧工事
3	災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定	兵庫県自動車整備振興会但馬支部 ※但馬 3 市 2 町と支部との協定	平成 21 年 12 月 2 日	・緊急車両通行のためのレッカー車等による道路等の放置車両等の除去 ・クレーン、ジャッキ、ウインチ等による被災者の救助 ・ジャッキ、バール、ハンマー等の資機材の貸与

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
4	災害発生時における水道施設復旧等に関する応援協定 ※令和6年4月1日から災害等発生時における水道施設復旧等に関する応援協定書	香住上下水道協同組合	平成23年 —4月1日	・水道施設等の災害の復旧作業又は防止作業
5	災害時における応急対策業務に関する応援協定	香美町建築業協同組合	平成24年 3月28日	【初期対応】 ・建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業 ・建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業 ・施設への避難者受入れ 【初期対応以外の業務】 ・建物災害等による土砂、倒木、ごみ等障害物の除却、土嚢積み・囲い等の設置作業 ・災害救援活動における、緊急物資や仮設備の運搬配送作業
6	災害発生時における相互協力に関する協定	香美町内郵便局（10局）	平成25年 4月1日	・収集した被災者の避難所開設状況及び避難者の同意の上で作成したリスト等の情報の相互提供 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ・災害地の被災者に対

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
				する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物等の料金免除 ・被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 ・郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 ・避難所における臨時の郵便差出箱の設置 ・株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い ・郵便局から町に対する救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のために必要な場所及び資材等の提供の要請
7	災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人兵庫県LPガス協会但馬支部	平成 26 年 3 月 20 日	・町が開設する避難所等へのLPガス及び燃焼機器等の優先的な供給 (運搬等を含む。) ・供給時の供給設備及び消費設備の安全点検 ・諸活動中に覚知した災害等による被害情報の積極的な町への提供

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
8	香美町災害時福祉避難所の開設運営に関する協定書	株式会社香住観光公社	平成 26 年 — 3 月 25 日 ※令和 2 年 1 月 31 日まで	・福祉避難所の開設・運 — 営
9	香美町災害時福祉避難所の開設運営に関する協定書	社会福祉法人香寿会	平成 26 年 3 月 25 日	・福祉避難所の開設・運 営
10	香美町災害時福祉避難所の開設運営に関する協定書	社会福祉法人みかたこぶしの里	平成 26 年 3 月 25 日	・福祉避難所の開設・運 営
11	香美町災害時福祉避難所の開設運営に関する協定書	鉢伏開発観光株式会社	平成 26 年 3 月 25 日	・福祉避難所の開設・運 営
12	香美町災害時福祉避難所の開設運営に関する協定書	社会福祉法人香美町社会福祉協議会	平成 26 年 3 月 31 日	・福祉避難所の開設・運 営
13	災害時における廃棄物処理に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	平成 27 年 1 月 16 日	・災害時における廃棄物の処理に必要な資機材等の提供 ・災害時における廃棄物の処理に必要な人員の派遣 ・その他災害時における廃棄物の処理に関し必要な事項
14	香美町災害時福祉避難所の開設運営に関する協定書	株式会社カマダグループ	平成 27 年 3 月 31 日	・福祉避難所の開設・運 営
15	災害時における物資等の確保に関する応援協定	生活協同組合コープこうべ	平成 27 年 4 月 1 日	・災害時における食料品や生活用品など物資の供給
16	災害時における畳の提供等に関する協定	5 日で 5 0 0 0 枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成 27 年 11 月 30 日	災害時における ・畳の調達 ・避難所までの畳の輸送 ・利用後の畳の処理
17	災害時における物資供給に関する応援協定	N P O 法人コメリ災害対策センター	平成 27 年 12 月 25 日	・災害時における食料や生活必需品など物資の供給
18	災害時における救助用物資に関する応援協定	ゴダイ株式会社	平成 27 年 12 月 25 日	・災害時における食料や生活必需品など物資の供給
19	災害時における浄化槽等の	一般社団法人兵庫県水	平成 28 年	・災害時における浄化槽

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
	復旧活動等に関する応援協定	質保全センター	3月25日	等の復旧活動
20	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書	兵庫県行政書士会	平成28年 7月12日	・被災者支援窓口の設置 ・行政書士会会員の派遣
21	香美町災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定	社会福祉法人香美町社会福祉協議会	平成28年 9月30日	・災害ボランティアセンターの設置・運営
22	災害時等におけるバス利用に関する協定書	全但バス株式会社	平成28年 10月12日	・被災者等のバスによる安全かつ迅速な緊急輸送 ・一時的な避難施設としてバスを利用
23	無人航空機による災害応急活動（撮影・画像解析等）に関する協定書	株式会社西日本UAVサービス 株式会社アイム	平成30年 11月1日	・災害時における無人航空機による災害状況等の情報収集
24	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成30年 11月28日	・災害時等に市が市民に対して必要な状況を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるための相互協力
25	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	令和2年 7月7日	・災害対策本部設置時における地図製品等の供給、閲覧と条件の範囲内での複製 ・平時における住宅地図の事前貸与と広域図の提供、インターネット配信の住宅地図の利用
26	香美町災害時福祉避難所の開設運営に関する協定書	さかえ開発株式会社	令和2年 12月1日	・福祉避難所の開設・運営
27	災害時における物資供給に関する応援協定	株式会社ナフコ	令和3年 3月15日	・災害時における食料や生活必需品など物資の供給
28	災害時における物資の供給及び避難所の支援等に関する協定	一般社団法人 香住青年会議所・社会福祉法人香美町社会福祉協議会	令和3年 6月23日	・被災の状況や災害ボランティア活動に関する情報等の収集及び

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
				提供を行うこと。 ・災害時における応急措置のため緊急に物資等の調達が必要となった場合、当該物資等の供給及び運搬を行うこと。 ・町が開設する避難所等における物資の仕分け等を行うこと。 ・町が社会福祉協議会に依頼して開設する香美町ボランティアセンターにおける運営支援等を行うこと。 ・その他必要と認める災害応急活動
29	香美町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書	大塚製薬株式会社	令和3年 9月7日	・防災・減災対策等地域の安全・安心に関する事項
30	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電株式会社 兵庫支社姫路電力本部長	令和4年 6月20日	・災害が発生した場合における道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するための連携・協力
31	災害時等における物資輸送等に関する協定書	福山通運株式会社豊岡営業所	令和5年 2月13日	・防災備蓄品の避難所等への配送 ・物資拠点施設から避難所等への物資の配送 ・物資拠点施設の運営補助等 ・その他必要とする事項 【※養父営業所の協力あり】
32	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	株式会社ユースランド	令和5年 2月16日	・災害時等における燃料の供給等

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
	書			(1)庁舎 (2)避難所等（自主避難所も含む） (3)災害応急対策、ライフライン等の維持に重要な施設及び車両 (4)緊急対応車両 (5)緊急度の高い医療関係施設 (6)その他
33	災害時等におけるバスによる緊急輸送に関する協定書	エースター観光株式会社	令和5年 2月20日	・被災者（滞留者を含む。）の輸送業務 ・災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務 ・ボランティアの輸送業務 ・その他バスによる支援業務
34	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書	香美町石油組合	令和5年 3月31日	・災害時等における燃料の供給等 (1)庁舎 (2)避難所等（自主避難所も含む） (3)災害応急対策、ライフライン等の維持に重要な施設及び車両 (4)緊急対応車両 (5)緊急度の高い医療関係施設 (6)その他
35	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書	兵庫県漁業協同組合連合会但馬支所但馬油槽所	令和5年 3月31日	・災害時等における燃料の供給等 (1)庁舎 (2)避難所等（自主避難所も含む）

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
				(3)災害応急対策、ライフライン等の維持に重要な施設及び車両 (4)緊急対応車両 (5)緊急度の高い医療関係施設 (6)その他
36	災害時等における物資輸送等に関する協定書	一般社団法人兵庫県トラック協会	令和5年 4月11日	・防災備蓄品の避難所等への配送 ・物資拠点施設から避難所等への物資の配送 ・物資拠点施設の運営補助等 ・その他必要とする事項
37	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書	株式会社ジェイ・アクロス佐津給油所	令和5年 5月16日	・災害時等における燃料の供給等 (1)庁舎 (2)避難所等（自主避難所も含む） (3)災害応急対策、ライフライン等の維持に重要な施設及び車両 (4)緊急対応車両 (5)緊急度の高い医療関係施設 (6)その他
38	災害時等における連携協力に関する協定書	兵庫県弁護士会	令和6年 1月15日	・災害時等における連携協力 (1)被災者に対する弁護士による相談 (2)被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供 (3)前各号に掲げるもののほか、被災者の

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
				支援に必要な事項
39	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書	兵庫県司法書士会	令和6年 3月13日	・災害時における被災者相談業務 (1)相続に関する相談 (2)不動産登記及び商業、法人登記に関する相談 (3)不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 (4)成年後見制度に関する相談 (5)その他司法書士法に定める業務に関する相談
40	災害時等における支援等に関する協定書	香住水産加工業協同組合	令和6年 3月18日	・災害時等における協力 (1)町が指定する物資拠点施設等への資器材（フォークリフト等）や人員（オペレーター等）の派遣 (2)前号による物資拠点施設等の運営補助 (3)町が指定する物資拠点施設等から避難所等への物資の配送 (4)前各号に掲げるもののほか、町が必要とする事項
41	災害等発生時における水道施設復旧等に関する応援協定書	香美町上下水道組合	令和6年 4月1日	・水道施設等の災害の復旧作業又は防止作業
42	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	一般社団法人地域環境資源センター	令和6年 4月1日	・農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、人員の

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
				派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行う